

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

水と緑の田園都市を健やかに育む白根の水環境保全計画

2 地域再生計画の作成主体

新潟市

3 地域再生計画の区域

新潟市の区域の一部（白根地区）

4 地域再生計画の目標

新潟市は、平成17年3月21日に新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村の12市町村と広域合併し、同年10月10日に巻町との合併を経て、平成19年4月1日に本州日本海側初の政令指定都市に指定された。

新潟平野のほぼ中央に位置する白根地区（旧白根市）は、日本一の大河信濃川と、その支流である中ノ口川に囲まれた南北に長い輪中地帯で、面積約77平方キロメートル、周囲約60キロメートル、人口約4万人となっている。大正時代までは、多くの沼や潟があり、度重なる洪水も加わって、農民は水との闘いに明け暮れていたが、大正13年の大河津分水の完成により、現在の緑豊かな田園都市へと発展を遂げてきた。

白根地区は、先人の熱き思いを今に伝える大風合戦、春を待つ一斉に咲き競う花々、辺り一面を黄金色に染め上げる稲穂、そして豊潤な香りと甘さをたたえる果実と表情は実に多彩である。

しかしながら、農業を基幹産業として発展してきたこの地区も、近年、国道8号沿線を中心に都市化が進み、県内屈指の人口増加地域となっていることから、生活雑排水の増加やライフスタイルの変化に起因する水環境の悪化が懸念されている。

平成16年度末の汚水処理人口普及率を見ると、全市域で71.8%であるが、白根地区は15.6%と汚水処理が大きく立ち遅れており、快適な生活環境の創造はもとより、安全安心でおいしい農産物を生み出すためにも、公共用水域の水質の保全を図る汚水処理施設整備は、急務かつ必要不可欠となっている。

このため、汚水処理施設の整備を進め、貴重な水環境と快適な生活環境の保全を図ることにより、美しい田園都市である白根地区の基盤を担う農地と、活

気に満ち溢れた市民生活を支える都市の融合を促進し、水と緑の田園交響市として健やかな発展を目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備促進

白根地区の汚水処理人口普及率を15.6%から27.1%に向上

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

新潟市の白根地区における公共下水道事業は、単独処理場を有した処理区として、平成9年度より事業認可を受け事業着手したが、着手が遅れたうえに軟弱地盤であることもあり全市域のなかでも下水道整備が遅れている。

特に、市街地の拡大が進むにつれ、生活雑排水による公共用水域の水質の悪化が懸念される。このため、公共下水道の整備促進を図り、下水道認可区域外では浄化槽の設置助成をすることで、公共用水域の水質の保全と生活環境の向上を図るものである。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

○汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。

- ・公共下水道 白根処理区・・・平成9年12月に事業認可

〔事業主体〕

- ・いずれも新潟市

〔施設の種類〕

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

〔事業区域〕

- ・公共下水道 白根処理区
- ・浄化槽（個人設置型） 白根地区（公共下水道事業認可区域を除く）

〔事業期間〕

- ・公共下水道 平成17年度～平成21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度

〔整備量〕

- ・公共下水道 $\phi 200 \sim 700 \text{ mm}$ 22,000 m
(うち、単独15,000 m)
汚水中継ポンプ場 1箇所
- ・浄化槽（個人設置型） 144基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり

- ・公共下水道 4, 6 8 0 人
- ・浄化槽（個人設置型） 3 9 3 人

〔事業費〕

- ・公共下水道
 - 事業費 3,748,000 千円（うち、交付金 1,874,000 千円）
 - 単独事業費 1,854,300 千円
- ・浄化槽（個人設置型）
 - 事業費 61,749 千円（うち、交付金 20,583 千円）
- ・合計
 - 事業費 3,809,749 千円（うち、交付金 1,894,583 千円）
 - 単独事業費 1,854,300 千円

5－3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、目標達成の度合いについて評価を行うとともに、水環境の保全に最も寄与する水洗化の促進状況について調査する。これらを踏まえながら、普及率及び水洗化率を公表し、市民のさらなる意識向上を図る。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし